

# 会津若松市立城北小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月17日策定

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本的方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの。

### 【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を、子どもも大人ももつ。
- (4) すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができる学校づくりに努める。

### 【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

### 【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが必須であり、保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

その体制の上で、学校生活内における児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」やQUテスト等の検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ② 居場所づくり、絆づくりに努める。
- ③ PTA総会や懇談会等において、いじめ防止の重要性について理解を深める啓発を行う。

- (2) 学習規律の徹底
  - ① チャイム席（ゼロ分スタート）
  - ② 正しい姿勢（立腰指導）
  - ③ 発表の仕方、聞き方
- (3) 分かる・できる授業づくり・・・「全ての児童が参加・活躍でき、成就感や充実感をもてる授業」
  - ① 基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ② 国語科・算数科を中心とした「伝え合う」場面の設定（言語活動の充実）
  - ③ 授業日記や評価アンケート等の実施
- (4) 人権学習、道徳教育の充実
  - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
  - ② 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - ③ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
  - ④ 「いじめ」の本質や構造の理解
- (5) 特別活動の充実
  - ① 6年間を見通した体系的・計画的な社会体験、自然体験、交流体験等の豊かな体験活動の充実
  - ② 係や当番活動、児童会委員会活動の充実
- (6) 縦割り班活動の実施
  - ① 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (7) 相談体制の整備
  - ① QUテスト等の検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
  - ② 年2回の「いじめアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
  - ③ スクールカウンセラーや心の教育相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
  - ① 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (9) 学校相互間の連携協力体制の整備
  - ① 中学校や幼・保育所と情報交換や交流学习を行う。

### 3 いじめの早期発見のための取り組み・・・別紙「年間指導計画」参照

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ① 健康観察の時の声、表情
  - ② 健康観察、保健室等での様子
- (2) 教育相談週間の実施
  - ① 一人一人との相談週間の設定（11月）
- (3) いじめ調査の実施
  - ① 年回2回実施（5月、10月）
  - ② 結果をもとに、一人一人の児童と直接話をして事実確認をする。

(4) 家庭環境調査調査

① 年間1回実施(4月)

(5) 保護者や地域、関係機関との連携

① 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市民課、健康増進課、教育委員会、中学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(6) ノート・日記指導

① 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

4 いじめの早期解決のための措置・・・別紙「いじめ対応マニュアル」参照

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

(3) いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。事実確認により判明した情報は適切に提供する。

<いじめられた児童・保護者に対して>

① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。

④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えるできる限り不安を取り除く。

⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。

⑥ 校長は、必要があると認める時は、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な処置をとる。

⑦ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。

② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。

③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。

④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

⑤ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

⑥ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

⑦ いじめをみていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- (4) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。
- (5) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 いじめ防止のための校内組織

### (1) 校内における組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、副主任、養護教諭、学級担任1名等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

<活動>

生徒指導・特別支援委員会での情報交換及び共通理解

<開催>

月一回を定例会とし、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) 校外における組織

- ① 学校運営協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 中学校区内小中連携会議第1部会：年4回開催し、学区内の情報交換や連携を図る。
- ③ 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。